

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料5-8
提出年月日	令和5年6月14日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.15 事故時の計装に関する手順等

No	資料名称	まとめ資料 該当ページ	比較表 ページ番号	適正化内容	備考
1	資料全般	—	全般	誤記訂正のため、泊3号炉及び大飯3/4号炉の記載のうち「、」の緑着色について黒字に修正し、資料の体裁を統一した。	
2	資料全般	—	全般	記載適正化のため、各資料の比較表における相違理由欄の段ずれ及び比較プラントとの文字ずれ等を修正した。	
3	資料全般	全般	全般	他条文との整合を図り、マスキング箇所及び凡例の適正化を行った。	
4	資料全般	全般	全般	他条文との整合を図り、各資料における以下の記載表現について修正した。(下線部参照) (旧) 使用済燃料ピット監視用携帯型ロープ式水位計 (新) 携帯型水位・水温計	
5	資料全般	全般	全般	他条文との整合を図り、設備を示す場合の名称について、以下の記載に修正した。(下線部参照) (旧) 原子炉格納容器内水素処理装置温度 (新) 原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置 (旧) 格納容器水素イグナイタ温度 (新) 格納容器水素イグナイタ温度監視装置	
6	資料全般	全般	全般	他条文との整合を図り、各資料における「電気工作班員」の名称表現について「復旧班員」に修正した。	
7	資料全般	全般	全般	記載適正化のため、各資料における記号や数値の記載表現(半角、全角及びフォント)を修正した。	
8	資料全般	全般	全般	資料全体の適正化及び最新化に伴い、記載適正化のため、各資料における再掲時のページ数の記載について修正した。	
9	資料全般	—	全般	誤記訂正のため、比較表の資料タイトルについて、以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) 泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表 (新) 泊発電所3号炉 技術的能力 比較表	
10	比較結果等を取りまとめた資料	—	とりまとめた資料-2	誤記訂正のため、表1:設備、運用又は運用の相違のうち、③(多重化された計器)の相違理由欄を修正した。(下線部参照) (旧) ※1次冷却材温度(広域-高温側)、1次冷却材温度(広域-低温側)、1次冷却材圧力(広域) (新) ※1次冷却材温度(広域-高温側)、1次冷却材温度(広域-低温側)、1次冷却材圧力(広域)、主蒸気ライン圧力	
11	同上	—	とりまとめた資料-5,6	記載適正化のため、表3:重大事故等対処設備一覧のうち、使用済燃料ピット監視カメラ(使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置を含む。)について、以下のとおり常設と可搬型に書き分けた。(下線部参照) (旧) (常設) 使用済燃料ピット監視カメラ (使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置を含む。) (可搬型) 記載なし (新) (常設) 使用済燃料ピット監視カメラ (可搬型) 使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置	
12	泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r7.0)	1.15-13	1.15-13, 18	記載適正化のため、文章中に※5及び※6で示す注釈を上付きに修正した。	
13	同上	1.15-13	1.15-16	記載適正化のため、手順書名称表現について、以下の記載に修正した。(下線部参照) (旧) これらの手順は、(中略)、全交流動力電源喪失時における対応手順等に定める(第1.15.1表)。 (新) これらの手順は、(中略)、全交流動力電源喪失時における対応手順書等に定める(第1.15.1表)。	
14	同上	1.15-18	1.15-37	誤記訂正のため、原子炉格納容器への注水量の記載について、以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) 代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量の計測範囲は、0~200m ³ /hとしており、計測対象である代替格納容器スプレイポンプの重大事故等時における最大流量は150m ³ /hであるため… (新) 代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量の計測範囲は、0~200m ³ /hとしており、計測対象である代替格納容器スプレイポンプの重大事故等時における必要最大流量は140m ³ /hであるため…	
15	同上	1.15-27	1.15-50	記載補充のため、(3)操作の成立性の記載について、以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) データ伝送設備(発電所内)による記録は、データ伝送設備(発電所内)の記録容量(14日間)を超える前に、緊急時対策所内にて事務局員1名で行う。 (新) データ伝送設備(発電所内)による記録は、データ伝送設備(発電所内)の記録容量(14日間)を超える前に、緊急時対策所指揮所内にて事務局員1名で行う。	
16	同上	1.15-22	—	記載適正化のため、(a)手順着手の判断基準及び(b)操作手順の間に改行を追加し、資料の体裁の統一を図った。	

No	資料名称	まとめ資料 該当ページ	比較表 ページ番号	適正化内容	備考
17	泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r7.0)	1.15-28	1.15-52	記載適正化のため、参照している各技能の項目について、資料間の整合を図り、以下の記載に修正した。(下線部参照) (旧) 1.9.2.1(2)a. 「可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット」 (新) 1.9.2.1(2)a. 「可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視」 (旧) 1.9.2.1(2)b. 「ガス分析計」 (新) 1.9.2.1(2)b. 「ガス分析計による原子炉格納容器内の水素濃度監視」 (旧) 1.10.2.1(2)a. 「可搬型アナユラス水素濃度計測ユニットによる水素濃度測定」 (新) 1.10.2.1(1)b.(a) 「可搬型アナユラス水素濃度計測ユニットによる水素濃度測定」 (旧) 1.10.2.1(2)b. 「アナユラス水素濃度検出器による水素濃度測定」 (新) 1.10.2.1(1)b.(b) 「アナユラス水素濃度による水素濃度測定」 (旧) 1.14.2.1 「代替電源(交流)による給電手順等」 (新) 1.14.2.1 「代替電源(交流)による対応手順」 (旧) 1.14.2.2 「直流電源及び代替電源(直流)による給電手順等」 (新) 1.14.2.2 「代替電源(直流)による対応手順」 (旧) 1.14.2.4 「代替非常用発電機等への燃料補給の手順等」 (新) 1.14.2.4 「燃料の補給手順」	
18	同上	1.15-29	1.15-53	記載適正化のため、第1.15.1表 重大事故等における対応手段と整備する手順について、各手順書名称表現末尾の「手順」を「手順書」に修正した。また、誤記訂正のため、「重大事故等発生時及び大規模損壊発生時に対処する手順書」について「発電所対策本部用手順書」に修正した。	
19	同上	1.15-32	1.15-56	記載適正化のため、第1.15.2表にて⑧原子炉格納容器内の水位に分類する格納容器再循環サンプ水位(狭域)における把握能力欄の以下の記載表現を修正した。(下線部参照) (旧) 再循環サンプ上端(約100%)を監視可能。 (新) 格納容器再循環サンプ上端(約100%)を監視可能。	
20	同上	1.15-34	1.15-58	誤記訂正のため、第1.15.2表にて⑬最終ヒートシンクの確保に分類する主蒸気ライン圧力における把握能力欄の以下の記載表現を修正した。(下線部参照) (旧) 2次系最高使用圧力(7.48MPa[gage])を監視可能。 (新) 2次冷却系最高使用圧力(7.48MPa[gage])を監視可能。	
21	同上	1.15-36	1.15-60	記載適正化のため、第1.15.2表にて⑯使用済燃料ピットの監視に分類する使用済燃料ピット水位(AM用)の把握能力欄の記載について以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) 重大事故等時において、 <u>変動範囲(T.P.25.24m~32.76m)</u> を監視可能。 (新) 重大事故等時において、 <u>変動する可能性のある使用済燃料ピット上端近傍から燃料貯蔵ラック上端近傍の範囲で使用済燃料ピットの水位</u> を監視可能。	
22	同上	1.15-36	1.15-60	記載適正化のため、第1.15.2表にて⑰使用済燃料ピットの監視に分類する使用済燃料ピット水位(可搬型)の把握能力欄の記載について以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) 重大事故等時において、 <u>変動範囲(T.P.21.30m~32.76m)</u> を監視可能。 (新) 重大事故等時において、 <u>変動する可能性のある使用済燃料ピット上端近傍から底部近傍の範囲で使用済燃料ピットの水位</u> を監視可能。	
23	同上	1.15-36	1.15-60	記載適正化のため、第1.15.2表にて⑱使用済燃料ピットの監視に分類する使用済燃料ピット温度(AM用)の把握能力欄の記載について以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) 重大事故等時において、 <u>変動範囲(0~100℃)</u> を監視可能。 (新) 重大事故等時において、 <u>変動する可能性のある範囲にわたり使用済燃料ピットの温度</u> を監視可能。	
24	同上	1.15-36	1.15-60	記載適正化のため、第1.15.2表にて⑳使用済燃料ピットの監視に分類する使用済燃料ピット監視カメラの把握能力欄の記載について以下のとおり修正した。(旧) 重大事故等時において、 <u>視野範囲内(水温:-40~120℃、水位:使用済燃料ピット上端~燃料頂部近傍)</u> を監視可能。 (新) 重大事故等時において、 <u>使用済燃料ピットの状況</u> を監視可能。	
25	同上	1.15-36	1.15-60	誤記訂正のため、第1.15.2表における(注9)の記載のうち「 <u>コンデンスポット(半角)</u> 」を「 <u>コンデンスポット(全角)</u> 」に修正した。	

No	資料名称	まとめ資料 該当ページ	比較表 ページ番号	適正化内容	備考
26	泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r7.0)	1.15-36	1.15-60	記載適正化のため、第1.15.2表にて⑩使用済燃料ピットの監視に分類する使用済燃料ピット可搬型エリアモニタの把握能力欄の記載について以下のとおり修正した。また、本修正に伴い注記を追加し、注記の付番を修正した。(下線部参照) (旧) 重大事故等時において、 <u>変動範囲</u> (10nSv/h～1,000mSv/h) を監視可能。 (新) 重大事故等時において、 <u>変動する可能性のある範囲</u> (2.6μSv/h～1,000mSv/h) に <u>わたり放射線量率を監視可能。(注11)</u> (旧) (注11) 使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置を含む。 (新) (注11) 放射線量率の1,000mSv/hは、 <u>使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ設置箇所における空間線量率の最大値(約1×10⁸μSv/h)を鉛遮蔽によって減衰させた後の値。</u> (注12) 使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置を含む。	
27	同上	1.15-37	1.15-69	誤記訂正のため、第1.15.3表 代替パラメータによる主要パラメータの推定で示す推定ケースについて、以下の記載に修正した。(下線部参照) (旧) ケース7：原子炉へのほう酸水注入量により未臨界状態であるか否かを推定する。 (新) ケース7：未臨界状態の維持を原子炉へのほう酸水注入量により推定する。	
28	同上	1.15-37～59	1.15-69～91	誤記訂正のため、第1.15.3表の注記について、以下の記載に修正した。(下線部参照) (旧) ※1：番号と代替パラメータの番号は優先順位を示す。 (新) ※1：代替パラメータの番号は優先順位を示す。	
29	同上	1.15-40	1.15-71	誤記訂正のため、第1.15.3表にて原子炉格納容器内の水位に分類する〔1次冷却系統ループ水位〕の代替パラメータ推定方法について、以下の記載に修正した。(下線部参照) (旧) ①プラント停止中におけるRCSミッドループ運転時において…。 (新) ①プラント停止中における1次冷却系ミッドループ運転時において…。	
30	同上	1.15-44	1.15-75	誤記訂正のため、第1.15.3表にて原子炉格納容器への注水量に分類する〔充てん流量〕の代替パラメータ推定方法欄の記載を以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) ②充てん流量(自主対策設備)の監視が不可能となった場合は、格容器再循環サンプ水位(広域)の傾向監視により注水量を推定する。 (新) ②充てん流量(自主対策設備)の監視が不可能となった場合は、 <u>格納容器再循環サンプ水位(広域)の傾向監視により注水量を推定する。</u>	
31	同上	1.15-45	1.15-76	誤記訂正のため、第1.15.3表で示す原子炉格納容器への注水量に分類する〔AM用消火水積算流量〕の代替パラメータ推定方法欄の記載について、以下の記載に修正した。(下線部参照) (旧) ①AM用消火水積算流量(自主対策設備)の監視が不可能となった場合は、B一格納容器スプレイ冷却器出口積算流量及び格納容器スプレイ流量(自主対策設備)により注水量を推定する。(中略) 推定は、原子炉格納容器への注水量を直接計測できるB一格納容器スプレイ冷却器出口積算流量及び格納容器スプレイ流量(自主対策設備)を優先する。 (新) ①AM用消火水積算流量(自主対策設備)の監視が不可能となった場合は、B一格納容器スプレイ冷却器出口積算流量(AM用)及び格納容器スプレイ流量(自主対策設備)により注水量を推定する。(中略) 推定は、原子炉格納容器への注水量を直接計測できるB一格納容器スプレイ冷却器出口積算流量(AM用)及び格納容器スプレイ流量(自主対策設備)を優先する。	
32	同上	1.15-51	1.15-83	誤記訂正のため、第1.15.3表で示す最終ヒートシンクの確保に分類する原子炉補機冷却水サージタンク水位及び〔原子炉補機冷却水サージタンク圧力(AM用)〕の代替パラメータ推定方法について、以下の記載に修正した。(下線部参照) (旧) ②原子炉補機冷却水サージタンク水位の…原子炉補機冷却水系統…推定する。 (新) ②原子炉補機冷却水サージタンク水位の…原子炉補機冷却水系が…推定する。	
33	同上	1.15-54	1.15-86	誤記訂正のため、第1.15.3表で示す格納容器バイパスの監視に分類する1次冷却材圧力(広域)の代替パラメータの推定方法の記載を以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) 推定は、主要パラメータの他チャンネルを優先する。 (新) 推定は、主要パラメータの他ループを優先する。	
34	同上	1.15-55	1.15-87	誤記訂正のため、第1.15.3表で示す格納容器バイパスの監視に分類する補助建屋サンプタンク水位の代替パラメータの推定方法欄の記載について、以下の記載に修正した。(下線部参照) (旧) ①補助建屋サンプ水位(自主対策設備)の監視が不可能となった場合は、… (新) ①補助建屋サンプタンク水位(自主対策設備)の監視が不可能となった場合は、…	

No	資料名称	まとめ資料 該当ページ	比較表 ページ番号	適正化内容	備考
35	泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115 r7.0)	1.15-60	1.15-92	他条文の反映に伴い、第1.15.4表に以下の補助パラメータを追加した。 ・ A、B-ディーゼル発電機燃料油貯油槽油面 ・ タンクローリー油タンク油面 ・ 燃料タンク (SA) 油面	
36	同上	1.15-63	1.15-96	誤記訂正のため、第1.15.6表「有効監視パラメータを計測する常用計器及び常用代替計器 (自主対策設備) (1/4) で示す炉心出口温度の電源について、以下の記載に修正した。(下線部参照) (旧) B 直流電源* ³ (新) Δ 直流電源* ³	
37	同上	1.15-70	1.15-103	記載適正化のため、第1.15.2図の注記の記載及び比較表の相違理由欄の記載について以下のとおり修正した。(下線部参照) ・ 注記: (旧) * 3 : 重大事故等対処設備の運転・動作状態を表示する設備 (ランプ表示灯) については、… (新) * 3 : 重大事故等対処設備の運転・動作状態を表示する設備 (ランプ表示灯等) については、…	
38	同上	1.15-72	1.15-106	他条文との整合を図り、第1.15.3図「主要設備 系統概要図 (2/2)」について図全体の記載を修正した。	
39	同上	—	1.15-2	記載拡充のため、当該ページに相違理由「【大飯】章立ての相違」を追記した。	
40	同上	—	1.15-5	記載適正化のため、当該ページ上から4つ目の相違理由欄の以下の記載について修正した。(下線部参照) (旧) 記載方針の相違 (女川実績の反映) ・ 相違理由② (新) 【大飯】 記載方針の相違 (女川実績の反映) ・ 相違理由②	
41	同上	—	1.15-7	記載適正化のため、当該ページ上から3つ目の相違理由欄の以下の記載について修正した。(下線部参照) (旧) 【大飯】 (女川実績の反映) 記載表現の相違 (新) 【大飯】 記載表現の相違 (女川実績の反映)	
42	同上	—	1.15-12	女川記載欄のうち代替電源 (交流) からの給電に使用する設備について、以下の記載に修正した。(下線部参照) (旧) ・ 可搬型 ・ 代替交流電源設備 (新) ・ 可搬型代替交流電源設備 (不要な改行を削除)	
43	同上	—	1.15-41	誤記訂正のため、当該ページ上から1つ目の相違理由欄の以下の記載について修正した。(下線部参照) (旧) 【女川】 記載方針の相違 ・ 女川は、重大事故等時に計測範囲を超過した場合、原子炉圧力容器内の温度の場合は可搬型計測器を用いて計測、原子炉圧力容器内の水位の場合は代替パラメータとして動作状態にあるポンプの流量による推定するとしており、… (新) 【女川】 記載方針の相違 ・ 女川は、重大事故等時に計測範囲を超過した場合、原子炉圧力容器内の温度の場合は可搬型計測器を用いて計測、原子炉圧力容器内の水位の場合は代替パラメータとして動作状態にあるポンプの流量により推定することとしており、…	
44	同上	—	1.15-50	誤記訂正のため、大飯3/4号炉及び泊3号炉の記載における(b)警報記録のうち以下の記載について修正した。(下線部参照) ・ 大飯3/4号炉: (旧) プロセス値の異常な状態による中央制御盤の警報発信 (黒字) 時、警報の状態を記録し、毎日に帳票印刷する。 (新) プロセス値の異常な状態による中央制御盤の警報発信 (緑字) 時、警報の状態を記録し、毎日に帳票印刷する。 ・ 泊3号炉: (旧) プラント計算機が稼動状態であれば、プロセス値の異常な状態による中央制御盤の警報発生 (緑字) 時、警報の状態を記録し、… (新) プラント計算機が稼動状態であれば、プロセス値の異常な状態による中央制御盤の警報発生 (黒字) 時、警報の状態を記録し、…	
45	添付資料1.15.1 審査基準、基準規則と対処設備との対応表	1.15-76	添1.15-1	審査基準、基準規則と対処設備との対応表 (1/2) についてフォントサイズを調整し、資料の体裁の統一を図った。	
46	添付資料1.15.2 重大事故等の対処に必要なパラメータの選定	1.15-80	添1.15-5	誤記訂正のため、第1表で示す原子炉圧力容器内の圧力に分類する1次冷却材圧力 (広域) の代替パラメータの記載を以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) 主要パラメータの他チャンネル (新) 主要パラメータの他ループ	
47	同上	1.15-88	添1.15-13	誤記訂正のため、第1表で示す水源の確保に分類する主要パラメータである、2次系純水タンク水位 (自主対策設備) 及びろ過水タンク水位 (自主対策設備) を削除した。	

No	資料名称	まとめ資料 該当ページ	比較表 ページ番号	適正化内容	備考
48	添付資料1.15.2 重大事故等の対処に必要なパラメータの選定	1.15-89	添1.15-14	誤記訂正のため、第1表で示す使用済燃料ピットの監視に分類する主要パラメータである、使用済燃料ピットエリアモニタ（自主対策設備）の不要な改行を削除した。（下線部参照） （旧）〔使用済燃料ピットエリア（改行）モニタ〕 （新）〔使用済燃料ピットエリアモニタ〕	
49	添付資料1.15.3 重大事故等対処に係る監視事項	全般	全般	審査進捗により、第1表について「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」以外の手順の記載を最新化した。また、本修正に伴い比較表の記載を適正化した。	
50	同上	1.15-91	-	誤記訂正のため、3. 重大事故等対処に係る監視事項についてのお書き部分について、以下の記載に修正した。（下線部参照） （旧）なお、第1表について、…各手順（緑字）の…に整理する。（新）なお、第1表について、…各手順（黒字）の…に整理する。	
51	同上	1.15-92	添1.15-28	誤記訂正のため、以下の記載について修正し、他資料との整合性をとった。（下線部参照） （旧）・1.13 重大事故等の収束に必要なとなる水の供給手順等 （新）・1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等	
52	同上	1.15-114	添1.15-82	誤記訂正のため、抽出パラメータを計測する計器のうち格納容器再循環サンプ水位（広域）について原子炉下部キャビティ水位及び格納容器水位にて推定する場合の評価欄（計器故障等）の記載について以下のとおり修正した。（下線部参照） （旧） 原子炉下部キャビティ水位及び格納容器水位により格納容器再循環サンプ水位（広域）の代替監視可能。 （新） 原子炉下部キャビティ水位、格納容器水位により格納容器再循環サンプ水位（広域）の代替監視可能。	
53	同上	1.15-115	添1.15-83	誤記訂正のため、第1表1.2.2.1(1)項のうち原子炉压力容器への注水量に分類する低圧注入流量の代替パラメータのうち燃料取替用水ピット水位及び加圧器水位の欄について白から灰色ハッチングへ修正した。	
54	同上	1.15-115, 117, 127, 133, 135, 137, 139, 143, 145	添1.15-83, 85, 95, 101, 103, 105, 107, 111, 113	第1表 重大事故等対処に係る監視事項におけるインデント及びレイアウトを調整し、体裁の適正化を図った。	
55	同上	1.15-122	添1.15-90	誤記訂正のため、第1表1.2.2.1(2)d.項のうち最終ヒートシンクの確保に分類する蒸気発生器水位（狭域）のパラメータ分類の記載を「①」から「-」に修正した。	
56	同上	1.15-125, 679, 680, 700, 709	添1.15-93, 653, 654, 674, 683	誤記訂正のため、抽出パラメータを計測する計器のうち2次系純水タンクのSBO影響及びパラメータ分類欄の記載について、以下の記載に修正した。（下線部参照） （旧） 直後、A直流電源を延命した場合及びB直流電源を延命した場合のSBO影響並びにパラメータ分類欄に「1, 2号中央制御室に確認」の記載 （新） 直後、A直流電源を延命した場合及びB直流電源を延命した場合のSBO影響欄に「1, 2号中央制御室に確認」、パラメータ分類欄に「-」の記載	
57	同上	1.15-127	添1.15-95	誤記訂正のため、第1表1.2.2.1(3)項のうち対応手段「a. タービンバイパス弁による蒸気放出」の監視パラメータ欄の記載について以下のとおり修正した。（下線部参照） （旧） 「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」のうち、1.3.2.1(3)b. 「タービンバイパス弁による蒸気放出」にて整備する。 （新） 「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」のうち、1.3.2.1(3)b. 「タービンバイパス弁による蒸気放出」の操作手順と同様である。	
58	同上	1.15-130, 142, 148, 150	添1.15-98, 110, 116, 118	記載適正化のため、抽出パラメータの代替パラメータを計測する計器のうち補助給水ピット水位について補助給水流量にて推定する場合の評価欄（計器故障等）の記載について以下のとおり修正した。（下線部参照） （旧） 補助給水ピットを水源とするポンプの出口流量により、水源の有無や使用量を推定可能。 （新） 補助給水流量である補助給水ピットを水源とするポンプの注水量により、水源の有無や使用量を推定可能。	
59	同上	1.15-133	添1.15-101	誤記訂正のため、第1表1.2.2.2(1)項のうち対応手段「b. 現場手動操作による主蒸気逃がし弁の開操作」の監視パラメータ欄の記載について以下のとおり修正した。（下線部参照） （旧） 「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」のうち、1.3.2.2(1)b. 「現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復」にて整備する。 （新） 「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」のうち、1.3.2.2(1)b. 「現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復」の操作手順と同様である。	

No	資料名称	まとめ資料 該当ページ	比較表 ページ番号	適正化内容	備考
60	添付資料1.15.3 重大事故等対処に係る監視事項	1.15-137	添1.15-105	誤記訂正のため、第1表1.2.2.2(2)項のうち対応手段「b. 主蒸気逃がし弁操作用可搬型空気ポンベによる主蒸気逃がし弁の機能回復」の監視パラメータ欄の記載について以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) 「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」のうち、1.3.2.2(2) b. 「主蒸気逃がし弁操作用可搬型空気ポンベによる主蒸気逃がし弁の機能回復」にて整備する。 (新) 「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」のうち、1.3.2.2(2) b. 「主蒸気逃がし弁操作用可搬型空気ポンベによる主蒸気逃がし弁の機能回復」の操作手順と同様である。	
61	同上	1.15-138, 139	添1.15-106, 107	誤記訂正のため、第1表1.2.2.2(2)項のうち対応手段及び当該項目における監視パラメータ欄の記載について以下のとおり修正した。(下線部参照) ・対応手段： (旧) c. A-制御用空気圧縮機による主蒸気逃がし弁の機能回復 (新) c. 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機による主蒸気逃がし弁の機能回復 ・監視パラメータ： (旧) A-制御用空気圧縮機の補機冷却水(海水)通水により制御用空気系統を回復する手順は、「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」のうち、1.5.2.1(5) b. 「可搬型大型送水ポンプ車によるA-制御用空気圧縮機への補機冷却水(海水)通水」にて整備する。 主蒸気逃がし弁の開度調整の手順は、「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」のうち、1.3.2.2(2) b. (B)④「主蒸気逃がし弁操作用可搬型空気ポンベによる主蒸気逃がし弁の機能回復」にて整備する。 (新) 可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-制御用空気圧縮機の補機冷却水(海水)通水により制御用空気系を回復する手順については、「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」のうち、1.5.2.1(5) b. 「可搬型大型送水ポンプ車によるA-制御用空気圧縮機への補機冷却水(海水)通水」の操作手順と同様である。 主蒸気逃がし弁の開度調整については、「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」のうち、1.3.2.2(2) b. 「主蒸気逃がし弁操作用可搬型空気ポンベによる主蒸気逃がし弁の機能回復」の操作手順④と同様である。	
62	同上	1.15-140	添1.15-108	誤記訂正のため、第1表1.2.2.3(1)項のうち対応手段の欄について自から灰色ハッチングへ修正した。	
63	同上	1.15-140	添1.15-108	誤記訂正のため、第1表1.2.2.3(1)項のうち(1)加圧器水位及び蒸気発生器水位の監視又は推定の監視パラメータ欄の記載について以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) 「1.15 事故時の計装に関する手順等」のうち、1.15.2「重大事故時の手順等」にて整備する。 (新) 「1.15 事故時の計装に関する手順等」のうち、1.15.2「重大事故等時の手順等」にて整備する。	
64	同上	1.15-143	添1.15-111	誤記訂正のため、抽出パラメータを計測する計器のうち加圧器圧力について1次冷却材圧力(広域)にて推定する場合の評価欄(計器故障等)の記載について以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) 加圧器圧力により加圧器圧力の代替監視可能。 (新) 1次冷却材圧力(広域)により加圧器圧力の代替監視可能。	
65	同上	1.15-143	添1.15-111	誤記訂正のため、第1表1.2.2.3(3)項のうち対応手段「(3)加圧器水位(原子炉水位)の制御」の監視パラメータ欄の記載について以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.4.2.1(1) b. (b) 「代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水」にて整備する。 (新) 代替格納容器スプレイポンプによる発電用原子炉への注水時における加圧器水位の調整については、「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.4.2.1(1) b. (b) 「代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水」の操作手順と同様である。	
66	同上	1.15-145	添1.15-113	誤記訂正のため、第1表1.2.2.3項のうち対応手段「(4)蒸気発生器水位の制御」の監視パラメータ欄の記載について以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) 「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」のうち、1.3.2.2(1) b. 「現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復」及び1.2.2.1(2) b. (b) ②、1.2.2.1(2) c. (b) ⑩、1.2.2.1(2) d. (b) ⑩、1.2.2.1(2) e. (b) ⑩、1.2.2.2(1) a. (b) ⑩にて整備する。 (新) 蒸気発生器水位の調整については、「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」のうち、1.3.2.2(1) b. 「現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復」及び1.2.2.1(2) b. (b) ②、1.2.2.1(2) c. (b) ⑩、1.2.2.1(2) d. (b) ⑩、1.2.2.1(2) e. (b) ⑩、1.2.2.2(1) a. (b) ⑩の操作手順と同様である。	
67	同上	1.15-677, 679, 681, 685, 689, 693, 697, 717	添1.15-651, 653, 655, 659, 663, 667, 671, 691	審査進捗のため、抽出パラメータを計測する計器として該当ページに以下の機器を追加した。 ・原子炉補機冷却水供給母管流量(AM用) ・原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量(AM用)	

No	資料名称	まとめ資料 該当ページ	比較表 ページ番号	適正化内容	備考
68	添付資料1.15.3 重大事故等対処に係る監視事項	1.15-677	添1.15-651	誤記訂正のため、燃料取替用水ピット水位について抽出パラメータの代替パラメータを計測する計器欄の項目を全て「-」に修正した。	
69	同上	1.15-677～720	添1.15-651～694	記載適正化のため、1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等における分類表現について以下のとおり修正した。 (旧) ・使用済燃料ピットの水位 ・使用済燃料ピットの温度 ・使用済燃料ピットの周辺の放射線量率 ・使用済燃料ピットの状態監視 (新) 上記4つを以下に統一。 ・使用済燃料ピットの状態監視	
70	同上	1.15-681	添1.15-655	誤記訂正のため、1次系純水タンク水位について抽出パラメータの代替パラメータを計測する計器欄の項目を全て「-」に修正した。	
71	同上	1.15-683, 687, 691, 695, 699, 701, 702, 704, 705, 707, 708, 710, 712, 714, 719	添1.15-657, 661, 665, 669, 673, 675, 676, 678, 679, 681, 682, 684, 686, 688, 693	誤記訂正のため、抽出パラメータを計測する計器のうち使用済燃料ピット水位(可搬型)について使用済燃料ピット水位(AM用)及び使用済燃料ピット水位にて推定する場合の評価欄(計器故障等)の記載について以下のとおり修正した。(下線部参照) (旧) 計測範囲内であれば、使用済燃料ピット水位(AM用)及び使用済燃料ピット水位により使用済燃料ピット水位(AM用)の代替監視可能。 (新) 計測範囲内であれば、使用済燃料ピット水位(AM用)及び使用済燃料ピット水位により使用済燃料ピット水位(可搬型)の代替監視可能。	
72	同上	1.15-689～700	添1.15-663～674	他資料との整合を図り、第1表1.11.2.1項のうち(1)使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の対応手順のうちe～g項の記載順を入れ替えた。 (旧) e. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水 f. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水 g. 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水 (新) e. 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水 f. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水 g. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水	
73	同上	1.15-715～720	添1.15-689～694	誤記訂正のため、第1表1.11.2.3(1)項のうち対応手段「a. 常設設備による使用済燃料ピットの状態監視」及び「b. 可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視」の欄について白から灰色ハッチングへ修正した。	
74	同上	-	添1.15-25	誤記訂正のため、大飯3/4号炉における以下の記載について緑着色に修正した。 「添付1.15.4」	
75	同上	-	添1.15-25	誤記訂正のため、2. 監視項目の(2)について以下の不要なスペースを削除した。(下線部参照) 「(2) 有効性評価の判断及び確認に用いるパラメータ【有効性評価の監視項目に係る判断と確認】」	
76	同上	-	添1.15-26	誤記訂正のため、当該ページ上から1つ目、4つ目及び5つ目の相違理由欄の以下の記載について修正した。(下線部参照) (旧)【大飯】記載表現の相違 (新)【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)	
77	同上	-	添1.15-26	誤記訂正のため、泊3号炉の記載のうち大飯3/4号炉との差異はあるものの女川2号炉との差異がない記載についての緑着色箇所を黒字に修正し、資料の体裁の統一を図った。	
78	同上	-	添1.15-26	誤記訂正のため、泊3号炉における以下の記載について句点を追記し(下線部参照)、青着色に修正した。 「e. 「計器数」欄に記載のあるPAMは、事故時監視計器(Post Accident Monitor)の略であり、事故時の耐環境性を有した計器を示す。」	
79	同上	-	添1.15-28	誤記訂正のため、当該ページ上から3つ目の相違理由欄の以下の記載について修正した。(下線部参照) (旧)【大飯】記載表現の相違 (新)【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)	
80	添付資料1.15.5 可搬型計測器及び可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)の必要個数整理	添1.15-1113～1117	添1.15-1159～1163	誤記訂正のため、下記の監視パラメータの電源について、以下の記載に修正した。(下線部参照) ・原子炉容器水位：(旧) A, B計装用電源 (新) A計装用電源 ・B-格納容器スプレイ冷却器出口積算流量(AM用)：(旧) B計装用電源 (新) A直流電源 ・代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量：(旧) B計装用電源 (新) A直流電源 ・格納容器圧力(AM用)：(旧) B計装用電源 (新) A直流電源 ・格納容器水位：(旧) B計装用電源 (新) A計装用電源 ・原子炉下部キャビティ水位：(旧) B計装用電源 (新) A計装用電源 ・格納容器内水素濃度：(旧) B計装用電源 (新) A計装用電源 ・原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置：(旧) B直流電源 (新) A直流電源 ・格納容器水素イグナイト温度監視装置：(旧) B直流電源 (新) A直流電源 ・アニュラス水素濃度(可搬型)：(旧) B計装用電源(新) A計装用電源 ・使用済燃料ピット水位(AM用)：(旧) B直流電源 (新) A直流電源 ・使用済燃料ピット水位(可搬型)：(旧) B直流電源 (新) A直流電源 ・使用済燃料ピット温度(AM用)：(旧) B直流電源 (新) A直流電源 ・使用済燃料ピット監視カメラ：(旧) B計装用電源(新) A計装用電源	

No	資料名称	まとめ資料 該当ページ	比較表 ページ番号	適正化内容	備考
81	添付資料1.15.5 可搬型計測器及び可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度）の必要個数整理	1.15-1116	添1.15-1162	誤記訂正のため、以下の記載に修正した。（下線部参照） （旧）格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度：電源内蔵/原子炉建屋 （新）格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度：電源内蔵/周辺補機棟	
82	同上	1.15-1117	添1.15-1163	誤記訂正のため、使用済燃料ビット可搬型エアモニタの検出器の種類について、以下の記載に修正した。（下線部参照） （旧）半導体検出器，NaI（Tl）シンチレーション検出器 （新）半導体検出器，NaI（Tl）シンチレーション検出器	
83	同上	1.15-1117	添1.15-1163	誤記訂正のため、表の注記について、以下の記載に修正した。（下線部参照） （旧）全交流電源喪失時は、…常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）により…。 （新）全交流電源喪失時は、…常設代替交流電源設備（代替非常用発電機）により…。	
84	添付資料1.15.6 代替パラメータにて重大事故等対処時の判断基準を判断した場合の影響について	1.15-1118	添1.15-1164	誤記訂正のため、最終行の以下の不要なスペースを削除した。（下線部参照） 「以上」	
85	同上	1.15-1121	添1.15-1167	誤記訂正のため、第1表にて原子炉压力容器内の水位に分類する1次冷却系統ループ水位の代替パラメータによる判断への影響について、以下の記載に修正した。（下線部参照） （旧）①プラント停止中におけるRCSミッドループ運転時～。 （新）①プラント停止中における1次冷却系ミッドループ運転時～。	
86	同上	1.15-1119	添1.15-1165	誤記訂正のため、第1表で示す原子炉压力容器内の温度に分類する〔炉心出口温度〕の代替パラメータによる判断への影響欄の記載について、以下の記載に修正した。（下線部参照） （旧） なお、②及び③の推定方法では炉心冠水状態から炉心損傷を判断する時点（350℃）においてにおいて、常用計器である炉心出口温度よりもやや低い値を示すが、大きな温度差は見られない。 （新） なお、②及び③の推定方法では炉心冠水状態から炉心損傷を判断する時点（350℃）において、常用計器である炉心出口温度（自主対策設備）よりもやや低い値を示すが、大きな温度差は見られない。	
87	同上	1.15-1119～1141	添1.15-1165～1187	誤記訂正のため、第1表の注釈*2の記載について、以下の記載に修正した。（下線部参照） （旧）*2：〔 〕は有効監視パラメータ又は重要監視パラメータの… （新）*2：〔 〕は有効監視パラメータ又は重要監視パラメータの…	
88	同上	1.15-1120	添1.15-1166	記載適正化のため、第1表で示す原子炉压力容器内の水位に分類する加圧器水位の代替パラメータによる判断への影響欄の記載について、以下の記載に修正した。（下線部参照） （旧） ③サブクール度（自主対策設備）、1次冷却材圧力（広域）及び1次冷却材温度（広域=高温側）により… （新） ③加圧器水位の監視が不可能となった場合は、サブクール度（自主対策設備）、1次冷却材圧力（広域）及び1次冷却材温度（広域=高温側）により…	
89	同上	1.15-1120, 1121, 1123	添1.15-1166, 1167, 1169	記載拡充のため、第1表で示す以下に分類する各主要パラメータの代替パラメータによる判断への影響欄の冒頭に下記のとおり追記した。（下線部参照） ・分類：原子炉压力容器内の圧力、主要パラメータ：1次冷却材圧力（広域） ②1次冷却材圧力（広域）の監視が不可能となった場合は、常用計器である加圧器圧力（自主対策設備）が監視可能で… ③④1次冷却材圧力（広域）の監視が不可能となった場合は、飽和温度/圧力の関係を利用して1次冷却材の温度から圧力を推定可能であり、… ・分類：原子炉压力容器の水位、主要パラメータ：原子炉容器水位 ②原子炉容器水位の監視が不可能となった場合は、サブクール度（自主対策設備）、1次冷却材圧力（広域）、… ・分類：原子炉压力容器への注水量、主要パラメータ：〔蓄圧タンク圧力〕，〔蓄圧タンク水位〕 ①蓄圧タンク圧力（自主対策設備）及び蓄圧タンク水位（自主対策設備）の監視が不可能となった場合は、蓄圧タンクの動作は、…	

No	資料名称	まとめ資料 該当ページ	比較表 ページ番号	適正化内容	備考
90	添付資料1.15.6 代替パラメータにて重大事故等対処時の判断基準を判断した場合の影響について	1.15-1126	添1.15-1172	<p>誤記訂正のため、第1表で示す原子炉格納容器内の水位に分類する格納容器再循環サンプ水位（広域）の代替パラメータによる判断への影響欄の記載について、以下の記載に修正した。（下線部参照）</p> <p>(旧) ②③格納容器再循環サンプ水位（広域）の監視が不可能となった場合は、測定範囲内であれば格納容器再循環サンプ水位（狭域）、原子炉下部キャビティ水位、格納容器水位により推定可能であり、判断に与える影響はない。 ④格納容器再循環サンプ水位（広域）の監視が不可能となった場合は、（中略）代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量により注水量と格納容器内水位の相関関係を用いて推定可能であるため判断に与える影響はない。</p> <p>(新) ②格納容器再循環サンプ水位（広域）の監視が不可能となった場合は、測定範囲内であれば連続的な監視ができる格納容器再循環サンプ水位（狭域）により推定可能であり、判断に与える影響はない。 ③格納容器再循環サンプ水位（広域）の監視が不可能となった場合は、原子炉下部キャビティ水位、格納容器水位により推定可能であり、判断に与える影響はない。 ④格納容器再循環サンプ水位（広域）の監視が不可能となった場合は、（中略）代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量により推定可能であるため判断に与える影響はない。</p>	
91	同上	1.15-1126	添1.15-1172	<p>誤記訂正のため、第1表で示す原子炉格納容器内の水位に分類する原子炉下部キャビティ水位の代替パラメータによる判断への影響欄の記載について、以下の記載に修正した。（下線部参照）</p> <p>(旧) ②原子炉下部キャビティ水位の監視が不可能となった場合は、（中略）代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量により注水量と格納容器内水位の相関関係を用いて推定可能であるため判断に与える影響はない。</p> <p>(新) ②原子炉下部キャビティ水位の監視が不可能となった場合は、（中略）代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量により求めた注水量により推定可能であるため判断に与える影響はない。</p>	
92	同上	1.15-1126	添1.15-1172	<p>誤記訂正のため、第1表で示す原子炉格納容器内の水位に分類する格納容器水位の代替パラメータによる判断への影響欄の記載について、以下の記載に修正した。（下線部参照）</p> <p>(旧) ①格納容器水位の監視が不可能となった場合は、（中略）代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量により注水量と格納容器内水位の相関関係を用いて推定可能であるため判断に与える影響はない。</p> <p>(新) ①格納容器水位の監視が不可能となった場合は、（中略）代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量により求めた注水量により推定可能であるため判断に与える影響はない。</p>	
93	同上	1.15-1127	添1.15-1173	<p>誤記訂正のため、第1表で示す原子炉格納容器内の水素濃度に分類する格納容器内水素濃度の代替パラメータによる判断への影響欄の記載について、以下の記載に修正した。（下線部参照）</p> <p>(旧) ③監視可能であればガス分析計（自主対策設備）により水素濃度を計測し、ガス分析計（自主対策設備）の結果に基づき水素濃度の推定が可能のため、判断に与える影響はない。</p> <p>(新) ③格納容器内水素濃度の監視が不可能となった場合は、監視可能であればガス分析計による水素濃度（自主対策設備）により水素濃度を計測し、ガス分析計による水素濃度（自主対策設備）の結果に基づき水素濃度の推定が可能のため、判断に与える影響はない。</p>	
94	同上	1.15-1127	添1.15-1173	<p>誤記訂正のため、第1表で示すアニュラス内の水素濃度に分類するアニュラス水素濃度（可搬型）の代替パラメータによる判断への影響欄の記載について、以下の記載に修正した。（下線部参照）</p> <p>(旧) ②監視可能であればアニュラス水素濃度（自主対策設備）により推定可能であり、判断に与える影響はない。</p> <p>(新) ②アニュラス水素濃度（可搬型）の監視が不可能となった場合は、監視可能であれば、可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットの準備作業中はアニュラス水素濃度（自主対策設備）により推定可能であり、判断に与える影響はない。</p>	
95	同上	1.15-1127	添1.15-1173	<p>誤記訂正のため、第1表で示すアニュラス内の水素濃度に分類する〔アニュラス水素濃度〕の代替パラメータによる判断への影響欄の記載について、以下の記載に修正した。（下線部参照）</p> <p>(旧) ②さらに可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットによる監視も不可能となった場合でも、代替パラメータの予備にて推定可能であり、判断に与える影響はない。</p> <p>(新) ②アニュラス水素濃度（自主対策設備）の監視が不可能となった場合は、代替パラメータの予備により計測可能であり、判断に与える影響はない。</p>	
96	同上	1.15-1128	添1.15-1174	<p>誤記訂正のため、第1表で示す以下の分類名称を修正した。（下線部参照）</p> <p>(旧) 原子炉格納容器内の放射線量 (新) 原子炉格納容器内の放射線量率</p>	

No	資料名称	まとめ資料 該当ページ	比較表 ページ番号	適正化内容	備考
97	添付資料1.15.6 代替パラメータにて重大事故等対処時の判断基準を判断した場合の影響について	1.15-1128	添1.15-1174	誤記訂正のため、第1表で示す原子炉格納容器内の放射線量率に分類する格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）の代替パラメータによる判断への影響欄の記載について、以下の記載に修正した。（下線部参照） （旧） ③監視可能であればエアロックエリアモニタ（自主対策設備 及び炉内核計装区域エリアモニタ（自主対策設備）の指示の上昇により確認可能であるため、判断に与える影響はない。 （新） ③格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）の監視が不可能となった場合は、エアロックエリアモニタ（自主対策設備）及び炉内核計装区域エリアモニタ（自主対策設備）の指示の上昇傾向の監視により推定可能であり、判断に与える影響はない。	
98	同上	1.15-1128	添1.15-1174	誤記訂正のため、第1表で示す原子炉格納容器内の放射線量率に分類する〔格納容器じんあいモニタ〕等の代替パラメータによる判断への影響欄の記載について、以下の記載に修正した。（下線部参照） （旧） ①格納容器内の放射線量を計測する各自主設置設備による監視が不可能となった場合は、測定範囲内であれば格納容器高レンジモニタ（低レンジ）により確認可能なため、判断に与える影響はない。 （新） ①格納容器内の放射線量率を計測する各自主設置設備による監視が不可能となった場合は、測定範囲内であれば格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）により確認可能であるため、判断に与える影響はない。	
99	同上	1.15-1131	添1.15-1177	誤記訂正のため、第1表で示す最終ヒートシンクの確保に分類する原子炉格納容器圧力の代替パラメータによる判断への影響欄の記載について、以下の記載に修正した。（下線部参照） （旧） ③原子炉格納容器圧力の監視が不可能となった場合は、飽和温度／圧力の関係を利用して格納容器内温度により原子炉格納容器圧力を推定可能であり、判断に与える影響はない。 （新） ③原子炉格納容器圧力の監視が不可能となった場合は、飽和温度／圧力の関係を利用して格納容器内温度により原子炉格納容器圧力を推定し、最終ヒートシンクが確保されていることを推定可能であり、判断に与える影響はない。	
100	同上	1.15-1131	添1.15-1177	誤記訂正のため、第1表にて最終ヒートシンクの確保に分類する原子炉補機冷却水サージタンク水位及び原子炉補機冷却水サージタンク圧力（AM用）の代替パラメータによる判断への影響について、以下の記載に修正した。（下線部参照） （旧） ②原子炉補機冷却水サージタンク水位の…原子炉補機冷却水系統…推定する。 ②原子炉補機冷却水サージタンク圧力（AM用）（自主対策設備）の…原子炉補機冷却水系統…推定する。 （新） ②原子炉補機冷却水サージタンク水位の…原子炉補機冷却水系統…推定する。 ②原子炉補機冷却水サージタンク圧力（AM用）（自主対策設備）の…原子炉補機冷却水系統…推定する。	
101	同上	1.15-1132	添1.15-1178	誤記訂正のため、第1表にて最終ヒートシンクの確保に分類する主蒸気ライン圧力の代替パラメータによる判断への影響について、以下の記載に修正した。（下線部参照） （旧）②主蒸気ライン圧力の…1次冷却系統が…考慮する。 （新）②主蒸気ライン圧力の…1次冷却系が…考慮する。	
102	同上	1.15-1132	添1.15-1178	誤記訂正のため、第1表で示す最終ヒートシンクの確保に分類する格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度の代替パラメータによる判断への影響欄の記載について、以下の記載に修正した。（下線部参照） （旧） ②可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度の監視）が不可能となった場合は、 （新） ②可搬型温度計測装置（格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度）の監視が不可能となった場合は、	
103	同上	1.15-1132	添1.15-1178	記載適正化のため、第1表で示す最終ヒートシンクの確保に分類する〔C、D－原子炉補機冷却水冷却器出口補機冷却水温度〕の代替パラメータによる判断への影響欄の記載について、以下の記載に修正した。（下線部参照） （旧） ①自主対策設備であるC、D－原子炉補機冷却水冷却器出口補機冷却水温度又はB－原子炉補機冷却水戻り母管温度の… （新） ①C、D－原子炉補機冷却水冷却器出口補機冷却水温度（自主対策設備）又はB－原子炉補機冷却水戻り母管温度（自主対策設備）の…	
104	同上	1.15-1132	添1.15-1178	誤記訂正のため、第1表で示す最終ヒートシンクの確保に分類する主蒸気ライン圧力の代替パラメータによる判断への影響欄の記載について、以下の記載に修正した。（下線部参照） （旧） ②主蒸気ライン圧力の監視が不可能となった場合は、（中略）なお、蒸気発生器2次側が飽和状態になるまでは不確かさが生じることを考慮する。 （新） ②主蒸気ライン圧力の監視が不可能となった場合は、（中略）なお、蒸気発生器2次側が飽和状態になるまで（未飽和状態）は不確かさが生じることを考慮する。	

No	資料名称	まとめ資料 該当ページ	比較表 ページ番号	適正化内容	備考
105	添付資料1.15.6 代替パラメータにて重大事故等対処時の判断基準を判断した場合の影響について	1.15-1133	添1.15-1179	<p>誤記訂正のため、第1表で示す最終ヒートシンクの確保に分類する蒸気発生器水位（狭域）の代替パラメータによる判断への影響欄の記載について、以下の記載に修正した。（下線部参照）</p> <p>（旧） ①蒸気発生器水位（狭域）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネル（自主対策設備を含む。）の蒸気発生器水位（狭域）により推定可能であり、判断に与える影響はない。 ②蒸気発生器水位（狭域）の監視が不可能となった場合は、蒸気発生器水位（広域）との相間関係により保有水量を推定可能であり、判断に与える影響はない。</p> <p>（新） ①蒸気発生器水位（狭域）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネル（自主対策設備を含む。）により推定可能であり、判断に与える影響はない。 ②蒸気発生器水位（狭域）の監視が不可能となった場合は、蒸気発生器水位（広域）の変化を傾向監視することにより、蒸気発生器水位（狭域）を推定し、最終ヒートシンクが確保されていることを推定可能であり、判断に与える影響はない。</p>	
106	同上	1.15-1134	添1.15-1180	<p>誤記訂正のため、第1表で示す最終ヒートシンクの確保に分類する補助給水流量の代替パラメータによる判断への影響欄の記載について、以下の記載に修正した。（下線部参照）</p> <p>（旧） ①補助給水流量の監視が不可能となった場合は、水源である補助給水ピット水位の変化により注水量を推定可能であり、判断に与える影響はない。</p> <p>（新） ①補助給水流量の監視が不可能となった場合は、水源である補助給水ピット水位の傾向監視により最終ヒートシンクが確保されていることを推定可能であり、判断に与える影響はない。</p>	
107	同上	1.15-1134	添1.15-1180	<p>誤記訂正のため、第1表で示す最終ヒートシンクの確保に分類する〔主蒸気流量〕の代替パラメータによる判断への影響欄の記載について、以下の記載に修正した。（下線部参照）</p> <p>（旧） ①主蒸気流量（自主対策設備）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルの主蒸気流量（自主対策設備）により推定可能であり、判断に与える影響はない。</p> <p>（新） ①主蒸気流量（自主対策設備）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定可能であり、判断に与える影響はない。</p>	
108	同上	1.15-1135	添1.15-1181	<p>誤記訂正のため、第1表で示す最終ヒートシンクの確保に分類する蒸気発生器水位（狭域）の代替パラメータによる判断への影響欄の記載について、以下の記載に修正した。（下線部参照）</p> <p>（旧） ①蒸気発生器水位（狭域）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより推定可能であり、判断に与える影響はない。 ③蒸気発生器水位（狭域）の監視が不可能となった場合、主蒸気ライン圧力の上昇及び補助給水流量の減少を傾向監視することにより蒸気発生器伝熱管破損を推定可能であり、判断に与える影響はない。</p> <p>（新） ①蒸気発生器水位（狭域）の1チャンネルが故障した場合は、他チャンネルにより蒸気発生器伝熱管破損を推定可能であり、判断に与える影響はない。 ③蒸気発生器水位（狭域）の監視が不可能となった場合、主蒸気ライン圧力及び補助給水流量を傾向監視することにより蒸気発生器伝熱管破損を推定可能であり、判断に与える影響はない。</p>	
109	同上	1.15-1135	添1.15-1181	<p>誤記訂正のため、第1表で示す格納容器バイパスの監視に分類する主蒸気ライン圧力の代替パラメータによる判断への影響欄の記載について、以下の記載に修正した。（下線部参照）</p> <p>（旧） ①主蒸気ライン圧力の1チャンネルが故障した場合、他チャンネルにより推定可能であり、判断に与える影響はない。</p> <p>（新） ①主蒸気ライン圧力の1チャンネルが故障した場合、他チャンネルにより蒸気発生器伝熱管破損を推定可能であり、判断に与える影響はない。</p>	
110	同上	1.15-1135	添1.15-1181	<p>誤記訂正のため、第1表で示す格納容器バイパスの監視に分類する1次冷却材圧力（広域）の代替パラメータによる判断への影響欄の記載について、以下の記載に修正した。（下線部参照）</p> <p>（旧） ①1次冷却材圧力（広域）の1ループが故障した場合、他ループにより推定可能であり、判断に与える影響はない。</p> <p>（新） ①1次冷却材圧力（広域）の1ループが故障した場合、他ループにより蒸気発生器伝熱管破損を推定可能であり、判断に与える影響はない。</p>	
111	同上	1.15-1136	添1.15-1182	<p>誤記訂正のため、第1表で示す格納容器バイパスの監視に分類する〔復水器排気ガスモニタ〕等の代替パラメータによる判断への影響欄の記載について、以下の記載に修正した。（下線部参照）</p> <p>（旧） ①各放射線モニタ（自主設置設備）による監視が不可能となった場合は、蒸気発生器水位（狭域）及び主蒸気ライン圧力の変化により蒸気発生器伝熱管の漏えいを推定可能なため、判断に与える影響はない。</p> <p>（新） ①各放射線モニタ（自主設置設備）による監視が不可能となった場合は、蒸気発生器水位（狭域）及び主蒸気ライン圧力の変化により蒸気発生器伝熱管破損を推定可能なため、判断に与える影響はない。</p>	

No	資料名称	まとめ資料 該当ページ	比較表 ページ番号	適正化内容	備考
112	添付資料1.15.8 可搬型バッテリーによる原子炉安全保護盤（炉外核計装信号処理部）への電源供給	－	添1.15-1189	大飯発電所3／4号炉との資料番号の相違について、相違理由欄に以下の記載を追記した。 （旧）記載なし （新）【大飯】資料構成の相違（緑字）	
113	添付資料1.15.9 可搬型バッテリーによる原子炉安全保護盤（放射線監視設備信号処理部）への電源供給	－	添1.15-1192	大飯発電所3／4号炉との資料番号の相違について、相違理由欄に以下の記載を追記した。 （旧）記載なし （新）【大飯】資料構成の相違（緑字）	
114	添付資料1.15.10 原子炉圧力容器の水位の推定手段について	1.15-1149	添1.15-1197	誤記訂正のため、測定原理概要図の1桁の数字及び記号について半角から全角に修正し、体裁の統一を図った。	
115	同上	1.15-1152	添1.15-1199	誤記訂正のため、第2図における図中の記載の文字切れを修正した。	
116	添付資料1.15.11 炉心出口温度の監視について	－	添1.15-1200	誤記訂正のため、泊3号炉における以下の記載について下線部を赤字に修正した。 「通常は、中央制御室に設置している常用系VDUにて通常値（全点）、最大、最小及び（緑字）平均温度を監視可能である。」	
117	添付資料1.15.12 原子炉格納容器内の冷却状況の原子炉格納容器外温度計での確認について	1.15-1159, 1160	添1.15-1205, 1206	誤記訂正のため、図番号について適正化した。	
118	同上	1.15-1157	添1.15-1204	誤記訂正のため、各冷却モードにおける説明の文末の記載について、以下の記載に修正した。（下線部参照） ・冷却モード：余熱除去再循環再循環 （旧）また、原子炉補機冷却水冷却器の入口及び出口温度が、トレンド監視可能。 （新）また、原子炉補機冷却水冷却器の入口及び出口温度が、トレンド監視可能。 ・冷却モード：格納容器スプレイ系再循環 （旧）格納容器スプレイ冷却器の出口温度が、トレンド監視可能 （新）格納容器スプレイ冷却器の出口温度が、トレンド監視可能。	
119	同上	1.15-1162	添1.15-1207	誤記訂正のため、5.(1)で示す表のうち④、⑤、⑥及び⑦について、着色文字を黒字に修正した。	
120	添付資料1.15.13 重大事故等時の監視パラメータの記録について	1.15-1163	添1.15-1208	誤記訂正のため、(1)の以下の記載について修正した。（下線部参照） （旧）対象パラメータ：重大事故等対処設備（主要パラメータ、代替パラメータ） （新）対象パラメータ：重大事故等対処設備（主要パラメータ、代替パラメータ）	
121	同上	－	添1.15-1215	誤記訂正のため、泊3号炉のb.警報記録における以下の記載について下線部を黒字に修正した。 「…トリップ状態、工学的安全施設作動信号及び工学的安全施設の作動状況を記録し、中央制御室にて日ごとに（緑字）自動で帳票印刷する。」	
122	同上	－	添1.15-1215	誤記訂正のため、大飯3／4号炉のb.警報記録における以下の記載について下線部を黒字に修正した。 「また、ブ（青字）ラントの過渡変化による重要警報のファーストアウト警報発生時、その発生順序（シーケンス）、…」	
123	以上、5/31一括提出時の適正化内容を示す。以降は、一括提出後の適正化内容を示す。				
124	泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.15 事故時の計装に関する手順等（SAT115 r8.0）	－	1.15-2,3	誤記訂正のため、大飯3／4号炉欄の段ずれを修正した。	

No	資料名称	まとめ資料 該当ページ	比較表 ページ番号	適正化内容	備考
125	同上	1.15-22, 23	1.15-43, 44	<p>資料内の整合を図るため、1.15.2.2(1)e. 可搬型バッテリー(炉外核計装装置用、放射線監視装置用)からの給電について、以下のとおり修正した(下線部参照)。また、記載表現を参照するため、比較表の女川2号炉欄にe.可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視の内容を再掲した。</p> <p>(旧) 全交流動力電源喪失等により直流電源が喪失した場合において、中央制御室での監視ができない場合に、炉外核計装装置用及び放射線監視装置用の可搬型バッテリーにより電源を供給する手順を整備する。 (a) 手順着手の判断基準 直流電源喪失により、炉外核計装装置又は放射線監視装置のパラメータが監視できない場合。 (c) 操作の成立性 上記の現場対応は復旧班員2名にて実施し、所要時間は、原子炉安全保護盤(炉外核計装信号処理部)については、約50分、原子炉安全保護盤(放射線監視設備信号処理部)については、約35分を想定している。 円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信設備を整備する。</p> <p>(新) 代替電源(交流、直流)からの給電が困難となり、中央制御室でのパラメータ監視が不能となった場合に、炉外核計装装置用及び放射線監視装置用の可搬型バッテリーにより電源を供給する手順を整備する。 (a) 手順着手の判断基準 計器電源が喪失し、炉外核計装装置又は放射線監視装置のパラメータが監視できない場合。 (c) 操作の成立性 上記の対応は復旧班員2名にて実施し、作業開始を判断してから所要時間は、原子炉安全保護盤(炉外核計装信号処理部)については、50分以内、原子炉安全保護盤(放射線監視設備信号処理部)については、35分以内で可能である。 円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。また、作業環境(作業空間、温度等)に支障がないことを確認する。</p>	
126	同上	1.15-68	1.15-101	<p>誤記訂正のため、第1.15.7表 有効監視パラメータ(自主対策設備)の監視・記録についてに対し、携帯型水温計、携帯型水位計及び携帯型水位・水温計を追加した。</p>	
127	同上	1.15-71	1.15-104	<p>誤記訂正のため、第1.15.3図 主要設備 系統概要図(1/2)における設備名称について、以下のとおり修正した。(下線部参照)</p> <p>(旧) 格納容器内水素濃度、アンユラス水素濃度(可搬型)、格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度</p> <p>(新) 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット、可搬型アンユラス水素濃度計測ユニット、可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)</p>	
128	添付資料1.15.3 重大事故等対処に係る監視事項	1.15-878~894	1.15-852~874	<p>他条文との整合を図り、第1表 重大事故等対処に係る監視事項における「1.14 電源の確保に関する手順等」の内容を最新化した。</p>	
129	添付資料1.15.5 可搬型計測器及び可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)の必要個数整理	全般	全般	<p>誤記訂正のため、設備を示す場合の名称について、以下の記載に修正した。(下線部参照)</p> <p>(旧) 可搬型温度計測装置 (新) 可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度)</p>	
130	添付資料1.15.6 代替パラメータにて重大事故等対処時の判断基準を判断した場合の影響について	1.15-1127	1.15-1173	<p>誤記訂正のため、設備を示す場合の名称について、以下の記載に修正した。(下線部参照)</p> <p>(旧) 原子炉格納容器内水素処理装置温度 (新) 原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置 (旧) 格納容器水素イグナイタ温度 (新) 格納容器水素イグナイタ温度監視装置</p>	